

## わかばやし若者まちづくりプロジェクト支援事業実施要綱

(令和5年3月31日若林区長決裁)

### (趣旨)

第1条 この要綱は、若い世代をまちづくりの新たなパートナーとして迎え、地域全体で魅力を高め合う環境づくりに取り組むため、仙台市若林区内に所在する大学又は学生団体等による地域活性化及び地域課題の解決等に取り組む事業に対し経費の助成を行うわかばやし若者まちづくりプロジェクト支援事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、仙台市補助金等交付規則（昭和55年仙台市規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 助成事業実施者 第11条の規定により助成金の交付の決定の通知を受けた者をいう。
- (2) 助成事業 第11条の規定により助成金の交付の決定の通知を受けた事業をいう。

### (助成金交付対象者)

第3条 本事業の交付対象者は、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 若林区とまちづくりに関する連携協定を締結している大学に属する研究室、ゼミ、クラブ又はサークル等であること
- (2) 政治、宗教または営利を目的としないこと
- (3) 市税の滞納がないこと
- (4) 暴力団等と関係を有していないこと

### (市税の滞納がないことの確認等)

第4条 前条第3号に規定する要件は、市長が補助金の交付の申請をしようとする者の同意に基づいて市税の納税状況を調査することにより確認するものとする。ただし、申請者が、市税の滞納がないことの証明書（申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）を提出した場合はこの限りではない。

### (市税の取扱い)

第5条 第3条第3号に規定する市税とは、個人の市民税（当該法人が仙台市市税条例第22条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。）、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税、都市計画税とする。

### (助成対象事業)

第6条 本事業の交付対象事業は、次に掲げるすべての事項を満たすものでなければならない。

- (1) 仙台市若林区内の地域活性化及び地域課題の解決に取り組むもの
  - (2) 大学又は学生団体等が主体的に取り組むもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは対象外とする。
- (1) 仙台市若林区域外で行うもの
  - (2) 特定の個人や団体のみが利益を受けるもの
  - (3) 営利を目的としたもの
  - (4) 公序良俗に反するもの
  - (5) 法令、条例等に違反するもの

- (6) 政治活動、宗教活動を目的としたもの
- (7) 仙台市が実施する他の助成制度を利用している又は利用する予定があるもの
- (8) 助成対象経費が助成金交付申請額未満であるもの
- (9) その他市長が不適切と認めるもの

(助成対象経費等)

第7条 助成金の額は、1件の申請につき10万円を限度とする。ただし、次に掲げる経費は、助成対象外とする。

- (1) 事務所等の維持経費（家賃、光熱水費及び電話使用料等）
- (2) 視察又は研修会等への参加に要する経費（旅費等）
- (3) 団体の構成員に対する人件費、謝礼
- (4) 団体の構成員による会合の飲食費
- (5) 備品購入費
- (6) その他市長が適当でないと判断した経費

(助成対象期間)

第8条 助成対象期間は、助成金交付決定日からその日が属する年度の翌年2月末日までとする。

(助成金交付申請)

第9条 助成金の交付を希望する団体は、市長が指定する期日までに、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 助成金交付申請書（様式1）
- (2) 事業計画書（様式2）
- (3) 収支予算書（様式3）
- (4) 団体に関する次の書類
  - (ア) 構成員の名簿
  - (イ) 団体の活動内容がわかるもの（チラシ、パンフレットなど）
- (5) 市税納付状況確認同意書（様式4）又は市税の滞納がないことの証明書
- (6) 誓約書（様式5）
- (7) その他市長が必要と認める書類

(審査)

第10条 市長は、前条の規定により申請のあった事業の審査を行うため、若林区役所にわかばやし若者まちづくりプロジェクト選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

2 選定委員会の運営に関し必要な事項は、若林区長が定める。

(助成金の交付決定等)

第11条 市長は、選定委員会における審査結果に基づき、予算の範囲内で助成の可否及び交付額を決定するものとし、規則第6条の規定による決定の通知は、助成金交付決定書（様式6）により行うものとする。

(助成金の交付条件)

第12条 規則第5条第1項に規定する市長の定める軽微な変更は、助成事業の内容の変更（当初事業目的を変更しない範囲のものに限る。）で、助成金の額に変更を生じないものとする。

2 規則第5条第1項の規定による変更等の申請は、変更の場合は事業変更承認申請書（様式7）、

中止または廃止の場合は事業中止（廃止）承認申請書（様式8）により行うものとする。

3 前項の申請に対する承認は、事業（変更・中止・廃止）承認通知書（様式9）により行うものとする。この場合、市長は、交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

4 前項の規定による取消しまたは変更を行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

（申請の取下げ）

第13条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、交付決定の通知があった日から30日以内に交付申請取下書（様式10）により行うものとする。

（状況報告）

第14条 市長は、必要があると認めるときは、助成事業実施者に対し、助成事業の遂行状況に関し、報告を求めることができる。

（助成事業等の遂行等の指示）

第15条 市長は、前条の規定による状況報告等を受けた場合において、助成事業が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、助成事業実施者に対して、これらに従って助成事業を遂行すべきことを指示するものとする。

2 市長は、助成事業実施者が前項の指示に違反したときは、その者に対し、助成事業の遂行の一時停止を指示するものとする。

3 前2項の指示を行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

（実績報告）

第16条 助成金の交付を受けた団体は、助成事業を完了し、中止し、または廃止したときは、市長が指定する期日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

（1）事業実績概要報告書（様式11）

（2）事業実施報告書（様式12）

（3）収支決算書（様式13）

（4）助成対象経費支出に係る領収書等の写し

（5）その他事業の実績を確認するのに参考となる書類

（助成金の額の確定等）

第17条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定するものとし、規則第13条の規定による通知は、助成金確定通知書（様式14）により行うものとする。

（助成金の交付）

第18条 市長は、助成金を規則第15条ただし書きの規定による概算払により交付するものとする。

2 助成事業実施者は、助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付請求書（様式15）を市長に提出しなければならない。

（事業報告）

第19条 助成事業実施者は、市長が指定する方法にて成果発表を行わなければならない。

(決定の取消し)

第20条 市長は、助成事業実施者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により助成金の交付の決定又は交付を受けたとき
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき
- (3) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき

2 前項の取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(助成金の返還)

第21条 市長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

2 市長は、第17条の規定により助成事業実施者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の返還を請求するものとする。

(財産の処分の制限等)

第22条 助成事業実施者は、助成事業により取得し又は効用の増加した財産について市長の承認を受けずに助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けまたは担保に供してはならない。

2 規則第20条ただし書きに基づき、財産の処分の制限を適用しない、市長が特に必要と認める場合は次のとおりとする。

- (1) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第1から別表第8までに定める耐用年数を経過した場合
- (2) 前項の財産のうち、取得金額が10万円以下の物品を処分する場合

3 第1項の承認を受けようするとき、理由を記載した承認申請書を市長に提出して行うものとする。

4 前項の申請に対する承認は、書面により行うものとする。

5 助成事業実施者は、第1項に規定する財産を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

(立入検査等)

第23条 市長は、必要があると認めるときは、助成事業実施者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。

2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、助成事業実施者に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(書類の整備等)

第24条 助成事業実施者は、助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ助成金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

(委任)

第25条 この要綱の実施に関し必要な事項は、若林区長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

附 則（令和8年4月1日改正）

この改正は、令和8年4月1日から実施する。